

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文 目次

○ ○ 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）	1
○ ○ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）	1
○ ○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）	6
○ ○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）	9
○ ○ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）（抄）	13
○ ○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）	13
○ ○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）	13
○ ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）	16
○ ○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（抄）	16
○ ○ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）	17
○ ○ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）	17
○ ○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）	17
○ ○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）（抄）	18
○ ○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）	19
○ ○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	20
○ ○ 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）（抄）	19
○ ○ 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）	17
○ ○ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）	21
○ ○ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第一百三号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）	21
○ ○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	20
○ ○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	21

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
独立行政人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）
景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）
景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）
国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）
国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）
都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）
（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）
による改正後の条文）

26 25 24 23 23 23

26

26

25

24

23

23

○ 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）

（許可等を要しない特別緑地保全地区における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第六条 法第十四条第九項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 （略）

五 面積が十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが一・五メートルを超えるものを除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ （略）

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1)～(4) （略）

(5) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

ハ・ニ （略）

（特別緑地保全地区内の土地の買入れ等に係る国庫補助金の額）

第七条 法第三十一条第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

○ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）

（基本方針）

第三条の二 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならぬ。

2～6 （略）

（広域計画）

第三条の三 都道府県は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができる。

2～7 （略）

(基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき（広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して）、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2～9 (略)

(損失の補償)

第十条 都道府県等は、第八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該処分に係る行為については、この限りでない。

一 第八条第一項の届出に係る行為をするについて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律（法律に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可その他の処分を受けることができないため損失を受けた者に対するものとし、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

二 第八条第一項の届出に係る行為が、次に掲げるものであると認められるとき。

イ 都市計画法による開発許可を受けた開発行為により確保された緑地その他これに準ずるものとして政令で定める緑地の保全に支障を及ぼす行為

ロ イに掲げるもののほか、社会通念上緑地保全地域に関する都市計画が定められた趣旨に著しく反する行為

2 (略)

(特別緑地保全地区に関する都市計画)

第十二条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

一～三 (略)

(特別緑地保全地区における行為の制限)

第十四条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるとときは、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。

4 特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為であつて同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を通知しなければならない。

5 特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

6 特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。

7 都道府県知事等は、第四項の規定による通知又は第五項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をするときは、あらかじめ、都道府県知事等に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一〇六 (略)

七 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(損失の補償についての準用)

第十六条 第十条の規定は、第十四条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、第十条第一項第一号及び第二号中「第八条第一項の届出」とあるのは「第十四条第一項の許可の申請」と、同号ロ中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と読み替えるものとする。

(土地の買入れ)

第十七条 都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合にお

いては、第三項又は次条第四項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買い入れるものとする。

- 2 前項の申出があつたときは、都道府県知事にあつては当該土地の買入れを希望する町村を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県を、当該土地の買入れの相手方として定めることができる。
- 3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた都道府県又は町村が、当該土地を買い入れるものとする。
- 4 (略)

(都市緑化支援機構による特定緑地保全業務)

第十七条の二 (略)

- 2 前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当すると認めることとは、遅滞なく、当該要請をした都道府県等に対し、特定緑地保全業務を実施する旨を通知するものとする。
- 3 (略)
- 4 都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。
- 5 前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の都道府県等が、業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。
- 6・7 (略)

(国の補助)

- 第三十一条 国は、都道府県等が行う第十六条において読み替えて準用する第十条第一項の規定による損失の補償及び第十七条第一項の規定による土地の買入れ又は第十七条の二第五項の規定による負担並びに都道府県又は町村が行う第十七条第三項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

2 (略)

(支援機構の業務)

- 第七十条 支援機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一〇四 (略)

- 五 第八十九条第三項に規定する認定事業者に対し、第九十条に規定する緑地確保事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

六〇九 (略)

(緑地確保指針の策定)

- 第八十七条 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るために緑地確保事業者（その事業にお

いて都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。以下同じ。）が講すべき措置に関する指針（以下この条及び次条において「緑地確保指針」という。）を定めるものとする。

2 (4) (略)

（優良緑地確保計画の認定）

第八十八条 緑地確保事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その実施する都市における緑地の確保のための取組（以下「緑地確保事業」という。）に関する計画（以下「優良緑地確保計画」という。）を作成し、当該優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合するものである旨の国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 (4) (略)

5 国土交通大臣は、第一項の認定のための審査に当たつては、国土交通省令で定めるところにより、その申請に係る優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。

6 (8) (略)

（変更の認定等）

第八十九条 前条第一項の認定を受けた緑地確保事業者は、当該認定に係る優良緑地確保計画を変更するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 前条第一項の認定（第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた緑地確保事業者（以下「認定事業者」という。）は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 前条第四項から第八項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（助言等）

第九十条 国は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた優良緑地確保計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定優良緑地確保計画」という。）に従つて行われる緑地確保事業の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（登録調査機関による調査）

第九十五条 國土交通大臣は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に第八十八条第五項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する技術的な調査（以下「調査」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 (5) (略)

(登録の更新)

第九十九条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、効力を失う。

2 4

(手数料)

第一百十二条 計画の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。ただし、国土交通大臣が

第九十五条第一項の規定により登録調査機関に調査の全部を行わせることとしたときは、この限りでない。
2 登録調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより登録調査機関が国土交通大臣の認可を受けて定める額の手数料を、当該登録調査機関に納めなければならない。

○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）（抄）

(歴史的風土保存区域内における行為の届出の手続)

第一条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項の規定による届出は、府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長。次項を除き、以下同じ。）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

2 府県知事に対する法第七条第一項の規定による届出は、市町村長を経由してしなければならない。

(法第七条第一項第五号及び第八条第一項第七号の政令で定める行為)

第一条 法第七条第一項第五号及び第八条第一項第七号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 水面の埋立て又は干拓
- 二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

(特別保存地区内における行為の許可の申請の手続)

第四条 第一条の規定は、法第八条第一項の規定による許可の申請について準用する。

(法第八条第一項ただし書の政令で定める行為)

第五条 法第八条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

八 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積(たまご)で、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの
九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ (略)

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

イ (1) (7) (略)

(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積(たまご)で、高さが一・五メートルを超えるもの

ハ (略)

二 歴史的風土保存計画に基づき、法第五条第二項第二号（第一種歴史的風土保存地区（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区をいう。以下同じ。）又は第二種歴史的風土保存地区（同項の規定による第二種歴史的風土保存地区をいう。以下同じ。）にあつては、同法第二条第二項第四号）に規定する施設の整備のために行う行為

ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

ハ (1) 第三条第八号ハ(1)から(3)まで及び(5)に掲げるもの

ホ (2) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、森林の採伐

ホ (3) 森林の皆伐又は森林でない竹林で府県知事が指定するものの皆伐

ホ (4) 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、ビニルハウスその他の国土交通省令で定める工作物（建築物以外の工作物をいう。）でその高さが一・五メートルを超えるものの新築、改築又は増築

（特別保存地区内の行為の許可基準）

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イ (2) (略)

ホ その他の建築物（以下ホにおいて「普通建築物」という。）

イ (1) (4) (略)

ホ (5) 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該新築後の普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）の屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくり、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

(6) (略)

二 建築物の改築

イ (略)

ロ 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該改築後の建築物が前号ホに規定する普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）である場合には、その屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

ハ (略)

三 建築物の増築

イ ニ (略)

ホ その他の建築物（以下ホにおいて「普通建築物」という。）

イ ハ (略)

(4) 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該増築後の普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計土交通省令で定める基準以下のものを除く。）の屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれしており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

イ ハ (略)

四 工作物（建築物以外の工作物をいい、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区における工作物を除く。以下第六号までにおいて同じ。）の新築

イ ハ (略)

五・六 (略)

六の二 前条第九号ホ(4)に規定する工作物の新築、改築又は増築

イ ハ (略)

七 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、当該変更後の地貌が、当該変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

イ ハ (略)

八 ハ (略)

十二 水面の埋立て又は干拓については、当該水面の埋立て又は干拓後の地貌が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

十三 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積たいについては、当該堆積たいを行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれがないこと。

十四 (略)

(収用委員会の裁決の申請の手続)

第八条 法第九条第三項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(土地の買入れ価額の算定)

第九条 法第十一条第一項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、近傍類地の取引価額等を考慮して算定した相当な価額とする。
2 前項の価額を算定するにあたつては、不動産鑑定士その他の土地の鑑定評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をできる者に評価させなければならない。

(国庫負担額)

第十条 国が法第十四条第一項の規定により負担する金額は、法第九条の規定による損失の補償又は法第十二条の規定による土地の買入れに要する費用の額に十分の七（第二種歴史的風土保存地区にあつては、二分の一）を乗じて得た額とする。

(国庫補助金の額)

第十二条 法第十四条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）

(歴史的風土保存区域の指定)

第四条 國土交通大臣は、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。この場合において、國土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2・3 (略)

(歴史的風土保存計画)

第五条 國土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画（以下「歴史的風土保存計画」という。）を決定しな

ければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。

一～三 (略)

四 歴史的風土特別保存地区内の歴史的風土の保存に関する次に掲げる事項

イ 歴史的風土特別保存地区内の緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの（第十三条第三項第二号及び第十四条第一項第二号において「機能維持増進事業」という。）の実施の方針

3・4 (略)

(歴史的風土特別保存地区に関する都市計画)

第六条 歴史的風土保存地区内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）を定めることができる。

2・3 (略)

(歴史的風土保存区域内における行為の届出)

第七条 歴史的風土保存地区（特別保存地区を除く。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 三 木竹の伐採
- 四 土石の類の採取
- 五 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

(略)
2 国の機関は、第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事にその旨を通知しなければならない。

(特別保存地区内における行為の制限)

第九条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際に着手している行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

木竹の伐採

土石の採取

建築物その他の工作物の色彩の変更

屋外広告物の表示又は掲出

七 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

3 (略)

8 国の機関が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

(損失の補償)

第十条 前条第一項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合においては、府県は、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 前条第一項の許可の申請に係る行為について、当該法律の規定により不許可の処分がなされたとき。

二 前条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保存地区に関する都市計画が定められた趣旨に著しく反すると認められるとき。

3 前項の規定による損失の補償については、府県知事と損失を受けた者が協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合には、府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用)

第十二条 第七条及び第九条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)、奈良国際文化観光都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十号)、京都国際文化観光都市建設法(昭和二十五年法律第二百五十一号)その他の法律(これらに基づく命令を含む。)の規定の適用を妨げるものではない。

(土地の買入れ)

第十二条 府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第九条第一項の許可を

得ることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を府県において買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、次条第四項の規定による買入れが行われる場合を除き、当該土地を買い入れるものとする。

2 (略)

(都市緑化支援機構による特定土地保全業務)

第十三条 府県は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該府県における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構をいう。以下この条から第十五条までにおいて同じ。）に対し、当該土地（以下この条及び次条において「対象土地」という。）について、次条第一項各号に掲げる業務（以下この条において「特定土地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が次条第二項の規定により読み替えて適用する都市緑地法第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当すると認めるとときは、遅滞なく、当該要請をした府県に対し、特定土地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の府県は、当該通知の後速やかに、特定土地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この条及び第十五条において「土地保全業務実施協定」という。）を締結するものとする。

一 都市緑化支援機構が次条第一項第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期

二 都市緑化支援機構が次条第一項第二号に掲げる業務として行う機能維持増進事業の内容及び方法

三 都市緑化支援機構が次条第一項第三号に掲げる業務として行う対象土地の管理の内容及び方法

四 都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る対象土地を保有する期間（当該買入れの日から起算して十年を超えないものに限る。）

五 前号の期間内において都市緑化支援機構が次条第一項第四号に掲げる業務として行う府県への対象土地の譲渡の方法及び時期

六 都市緑化支援機構による第一号から第三号まで及び前号に規定する業務の実施に要する費用であつて府県が負担すべきものの支払の方法及び時期

七 その他国土交通省令で定める事項

4 都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。

5 前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の府県が、土地保全業務実施協定の内容に従つて負担するものとする

6・7 (略)

(費用の負担及び補助)

第十七条 (略)

2 國は、地方公共團体が歴史的風土保存計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該地方公共團体に対し、その一部を補助することができる。

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

（第三条による損失の補償の裁決手続）

第九十四条 前三条の規定による損失の補償は、起業者と損失を受けた者（前条第一項に規定する工事をすることを必要とする者を含む。以下の条において同じ。）とが協議して定めなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

3 (12) (略)

○ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）（抄）

（第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に関する都市計画）

第三条 明日香村の区域については、明日香村歴史的風土保存計画に基づき、当該区域を区分して、都市計画に第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を定めるものとする。

2 (3) (略)

○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）

（都市再生事業支援業務に係る設備の範囲）

第九条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める設備は、建築物の利用の状況その他の建築物の利用者等に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備であつて、先端的な技術を活用することにより建築物の利用者等の利便の増進に特に寄与するものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

（都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲）

第二十九条 法第七十一条第一項第一号の政令で定める設備は、第九条に規定する設備とする。

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による都市再生事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等（以下「建築物の利用者等」という。）の利便の増進に寄与する施設）以下「公共施設等」という。）その他公益的施設で政令で定めるもの並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備で政令で定めるものの整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ・ハ （略）

二・三 （略）

（民間都市再生整備事業計画の認定）

第六十三条 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「整備事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生整備事業」という。）を都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生整備事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間都市再生整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 整備事業区域の位置及び面積
 - 2 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
 - 3 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者
 - 4 工事着手の時期及び事業施行期間
 - 5 用地取得計画
 - 6 資金計画
 - 7 その他国土交通省令で定める事項
- 3 第一項の民間事業者は、その施行する都市再生整備事業が都市の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百七十七条）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与すること）を旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス（同法第二条第

三項に規定する温室効果ガスをいう。第四号において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）の促進に資するもの（同号において「脱炭素都市再生整備事業」という。）であると認めるときは、第一項の認定（以下「整備事業計画の認定」という。）の申請に係る民間都市再生整備事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備（緑地又は緑化施設の管理を効率的に行うための設備をいう。以下同じ。）の整備に関する事業の概要及び当該緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の管理者又は管理者となるべき者

二 緑地又は緑化施設の管理の方法

三 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）、エネルギーの効率的利用に資する設備その他の都市の脱炭素化に資するものとして国土交通省令で定める設備（以下「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の整備に関する事業の概要及び当該再生可能エネルギー発電設備等の管理者又は管理者となるべき者

四 脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するための措置に関する事項

（整備事業計画の認定の通知）

第六十五条 国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、整備事業計画の認定を受けた者（以下「認定整備事業者」という。）の氏名又は名称、事業施行期間、整備事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

（報告の徴収）

第六十七条 国土交通大臣は、認定整備事業者に対し、認定整備事業計画（認定整備事業計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る都市再生整備事業（以下「認定整備事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

（民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務）

第七十一条 民間都市機構は、第二十九条第一項に規定する業務のほか、民間事業者による都市再生整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる方法により、認定整備事業者の認定整備事業の施行に要する費用の一部（公共施設等その他公益的施設で政令で定めるもの並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備、緑地等管理効率化設備並びに再生可能エネルギー発電設備等で政令で定めるもの（緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等にあっては、認定整備事業計画に第六十三条第三項第一号又は第三号に掲げる事項として記載されているものに限る。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）について支援すること。

イ 本 （略）
二・三 （略）

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一二酸化炭素

二メタン

一酸化二窒素

三四ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五五パーカーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六六ふつ化硫黄

七三ふつ化窒素

4 5 7 (略)

(基本理念)

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までとのに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出量と吸收作用の保全及び強化により吸收される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。第三十六条の二において同じ。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（抄）

(定義)

第一条 (略)

2 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

3～5 (略)

- 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）

（国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準）

第三条 法第三条第三項の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準は、次の表のとおりとする。
(表略)

- 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）

(都市公園の設置基準)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 国が設置する都市公園（第二条第一項第二号ロに該当するものを除く。）については、政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

- 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第一条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第八条第一項の許可

四～四十 (略)

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一・二 （略）

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八条第一項

四・六十三 （略）

2・3 （略）

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）（抄）

（広告の開始時期の制限）

第三十三条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一 （略）

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて政令で定めるものに関する事項の概要

三・十四 （略）

2・9 （略）

(契約締結等の時期の制限)

第三十六条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物につき、自ら当事者として、若しくは当事者を代理してその売買若しくは交換の媒介をしてはならない。

○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）

（広告の規制等に係る許可等の処分）

第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第八条第一項の許可

四・四〇 （略）

○ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

（広告の規制）

第十八条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業に関する広告をしてはならない。

2・3 （略）

（事業実施の時期に關する制限）

第十九条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に關し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業を行つてはならない。

第五十条 （略）

2 第三章（第二十一条の二、第二十二条の二第二項及び第三項並びに第二十三条第二項及び第三項を除く。）並びに準用金融商品取引法第三十九条（第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十条の規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「自己が不動産特定共同事業契約の当事者となるか、若しくはその代理人となるか、又は不動産特定共同事業契約の締結の媒介を行うかの別及び当該不動産特定共同事業契約の第二条第三項各号に掲げる契約の種別」とあるのは「当該不動産特定共同事業契約の第二条第三項第一号又は第二号に掲げる契約の種別」と、第二十二条の二第一項及び第二十三条第一項中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「第四十一条第一項の登録又は第四十六条第一項の変更登録」と、第二十五条第一項第一号中「第二条第三項各号」とあるのは「第二条第三項第一号又は第二号」と、第二十六条の三中「第三号事業」とあるのは「小規模第二号事業」である。二号事業」と、第二十九条中「第三号事業を行う者にあっては」とあるのは「小規模第二号事業を行う者にあっては」と、第三十条第一項中「第一号事業を行う者」とあるのは「第二条第六項第一号に掲げる行為に係る事業を行う者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）（抄）

（国庫補助金の額）

第四条 法第十七条第二項の規定による国の都県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

○ 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）

（近郊緑地保全区域の指定）

第三条 国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれがあり、かつ、これを保全することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域（以下「保全区域」という。）として指定することができる。

255 （略）

（近郊緑地保全計画）

第四条（略）

2 近郊緑地保全計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二（略）

三 近郊緑地特別保全地区（保全区域内の特別緑地保全地区で保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものをいう。以下同じ。）の指定の基準に関する事項

四（略）

3（略）

（費用の負担及び補助）

第十七条（略）

2 国は、都県又は市が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ又は同法第十七条の二第五項の規定による負担並びに都県又は町村が行う同法第十七条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）

（国庫補助金の額）

第七条 法第十八条第二項の規定による国の府県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

○近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）

（近郊緑地保全区域の指定）

第五条 國土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれがあり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

2（4）（略）

(近郊緑地特別保全地区に関する都市計画)

第六条 近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

- 一・二 （略）
- 2 国土交通大臣は、近郊緑地特別保全地区（前項の規定による特別緑地保全地区をいう。以下同じ。）に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。
- 3 （略）

（費用の負担及び補助）

第十八条 （略）

2 国は、府県又は市が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ又は同法第十七条の二第五項の規定による負担並びに府県又は町村が行う同法第十七条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

- 一・六 （略）
- 七 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項
- 八・三十三 （略）
- 2 （略）

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

- 一・二十一 （略）
- 二十二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項
- 二十三・六十一 （略）

- 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）

(他の法令の準用)

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇七 (略)

八 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項
九〇三十五 (略)

2 (略)

- 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）

(景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画)

第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

一〇十二 (略)

十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の十一第一項の事業計画

十四 (略)

十五 都市緑地法第四条第一項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

十六・十七 (略)

- 景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）

(景観計画)

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となつて景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

一五 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一三 (略)

四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ (略)

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十二年法律第一百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であつて、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの

(1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準

(2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準

(3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準

(4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準

(5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準

(6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準

(7) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可の基準

ニ ホ (略)

三八 (略)

9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならぬ。

10 ニ (略)

11 (略)

(事業計画の策定)

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

2／6 （略）

(管理)

第二十五条の二十二 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかるわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。

(事業計画の策定)

第二十五条の二十三 前条の規定により流域下水道を管理する者（以下「流域下水道管理者」という。）は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

2／7 （略）

○ 國土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

(都市環境課の所掌事務)

第八十三条 都市環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。

(まちづくり推進課の所掌事務)

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一／十 （略）

- 十一 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関すること。
- 十二 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第六項、第七項及び第九項の規定による資金の貸付けに関すること（同条第七項の規定による資金の貸付けにあっては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。）。

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

十四 都市開発資金の貸付けに関すること（不動産・建設経済局及び住宅局並びにまちづくり推進課及び公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。

(公園緑地・景観課の所掌事務)

第九十条 公園緑地・景観課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること（参考官の所掌に属するものを除く。）。

三（略）

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）（抄）

(内部部局)

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2（4）（略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである府として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6（8）（略）

(都市開発資金の貸付け)

第一条（略）

2（5）（略）

○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十号）による改正後の条文）

6 国は、地方公共団体が、都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人（いすれも政令で定める要件に該当するものに限る。）に対する同法第百十九条第三号に規定する事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

7 国は、独立行政法人都市再生機構（平成十五年法律第百号）第十一一条第一項第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号に掲げる業務（委託に基づき行うものを除く。）に要する資金の一部を貸し付けることができる。

8 （略）

9 （略）

10 国は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）に対し、同法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。